

【中小企業事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付に関するQ & A

(令和6年1月29日現在)

(新たに追加したものは黄色で表示しています。)

<融資制度等について>

Q 新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要や融資限度額などを教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近の売上が一定程度減少している事業者の方又は債務負担が重くなっている事業者の方にご利用いただける融資制度です。

災害により被害を受けた方がご利用いただける災害貸付と同様に、ご融資利率が低減され、長期でご返済いただけます。

ご融資限度額は、既存の融資制度の残高にかかわらず別枠で、6億円です。このうち4億円(既存融資の借換部分も含まれます。)を限度として、当初3年は災害発生時の融資制度に適用される基準利率から0.5%低減した利率が適用されます。3年経過後は災害発生時の融資制度に適用される基準利率となります。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

Q 新たな資金は不要なため、日本公庫の既存融資の借換だけで申込みできますか。

A 公庫融資借換特例制度は、原則として新たな資金と併せてお借入のご希望がある場合に適用される制度ですが、新型コロナウイルス感染症特別貸付の場合は、お客様の状況に応じて既存融資の借換だけでも対応は可能です。ただし、一部の既存融資については、借換の対象外となる制度があります。

なお、民間金融機関の借入金のお借換えには以下の要件を満たす「つなぎ融資」に対応する場合を除き、ご利用いただけません。

- ① お客さま、民間金融機関のいずれからも、「公庫の新型コロナ感染症対策関連の融資を受ける予定でいたが、その間のつなぎ融資と認識して民間金融機関から融資を受けた(民間金融機関は融資を行った)」ことが確認できること。
- ② 前①で受けた融資の実行日が、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置日(令和2年1月29日)以降であること。

<現在ご利用中の方について>

Q 年末に融資をしてもらったばかりですが、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化しました。再度、融資の相談はできますか？

A 直近でご利用いただいた方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。

<創業して間もない方について>

Q 創業して1ヵ月ですが、新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資対象になりますか？

A 誠に申し訳ございません。創業後3ヵ月未満の方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付のご融資はご利用いただけません。

創業して間もない方向けの女性、若者／シニア起業家支援資金など、お客さまに応じたご融資制度をご案内いたしますので、ご相談ください。

Q 半年前の創業時に融資を受け、返済が始まったばかりです。新型コロナウイルス感染症の影響で、創業時に立てた売上計画の達成が困難になり、資金繰りも悪化しています。追加融資の相談はできますか？

A ご返済が始まったばかりの方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。

<ご利用いただける方について>

Q ご利用いただける方は「最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方」とされていますが、新型コロナウイルス感染症の影響でここ2週間で売上が急減しているものの、把握できる最新の月ベースの売上高としては前6年のいずれかの年の同期と比較すると増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 「最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高」は、売上高の確認日を基準として、①確認日の前月の売上高又は②確認日の前日や直近の売上集計日から遡って1ヵ月の売上高等を確認させていただきます。

たとえば、確認日が令和2年3月18日の場合は、最近1ヵ月の売上高は、①令和2年2月の売上高又は②令和2年2月18日から令和2年3月17日までの合計売上高などで確認させていただきます。

なお、その際には帳簿等を確認させていただくことがございます。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますが、最近において、店舗が増加した結果、前6年のいずれかの年の同期と単純に比較すると売上が増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 店舗の増加のほか、合併や業種の転換を行った場合、ベンチャー・スタートアップ企業のように、短期間に売上増加に直結する設備投資や雇用の拡大を行っている場合など、前6年のいずれかの年の同期と比較するのが馴染まないときは、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合に準じ、次の要件で比較できる可能性がありますので、お申込みや面談の際にご相談ください。

最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- ①過去3ヵ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
- ②令和元年12月の売上高
- ③令和元年10月～12月の売上高の平均額

Q ご利用いただける方は「最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方」とされていますが、前6年の全ての同期は、店舗の建替期間中であり売が発生しなかったため、最近1ヵ月間の売上高および過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と前6年の全ての同期の売上高とを比較しても5%以上減少していません。現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのですが、このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 前6年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できますので、お申込やご面談の際にご相談ください。

<申込方法等について>

Q 申込書類を揃えましたが、どのように申したらよいですか。また、申込は支店の窓口に行かないといけませんか。

A お客さまが事業を営む所在地を担当する支店にご連絡ください（電話相談をぜひご利用ください）。支店の住所・電話番号などは[こちら](#)、支店の担当地域は[こちら](#)をご覧ください。

Q 申込に必要な書類は支店の窓口に行かないともらえませんか。

A 支店の窓口にご来店いただかなくても、公庫ホームページの[お申込手続き・ご提出書類](#)などからダウンロードいただけますので、ぜひご利用ください。